

みやこ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成23年度	21,689	10,916,800	867,557	1,716,503	15.72	13.14

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

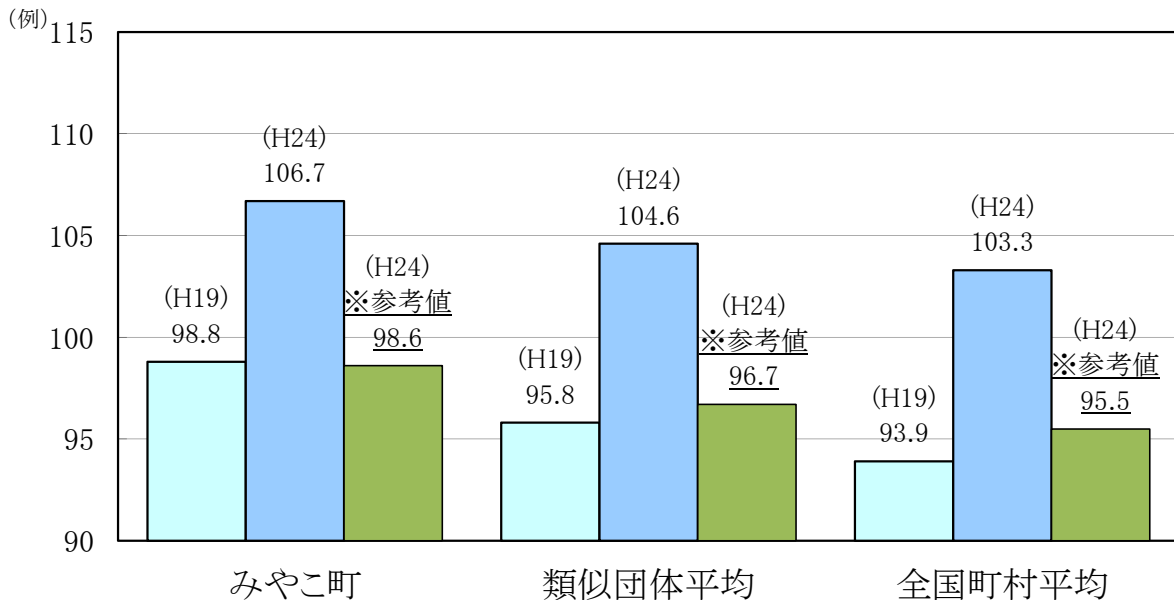
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類団平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成23年度	188	715,393	116,571	256,118	1,088,082	5,788	5,762

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
みやこ町	42.8 歳	324,800 円	374,865 円	347,836 円
福岡県	43.4 歳	341,643 円	425,698 円	380,292 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917 円)	—	372,906 円 (401,789 円)
類似団体	42.8 歳	320,717 円	376,072 円	352,117 円

- （注）1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		みやこ町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	166,900 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円

（注）国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

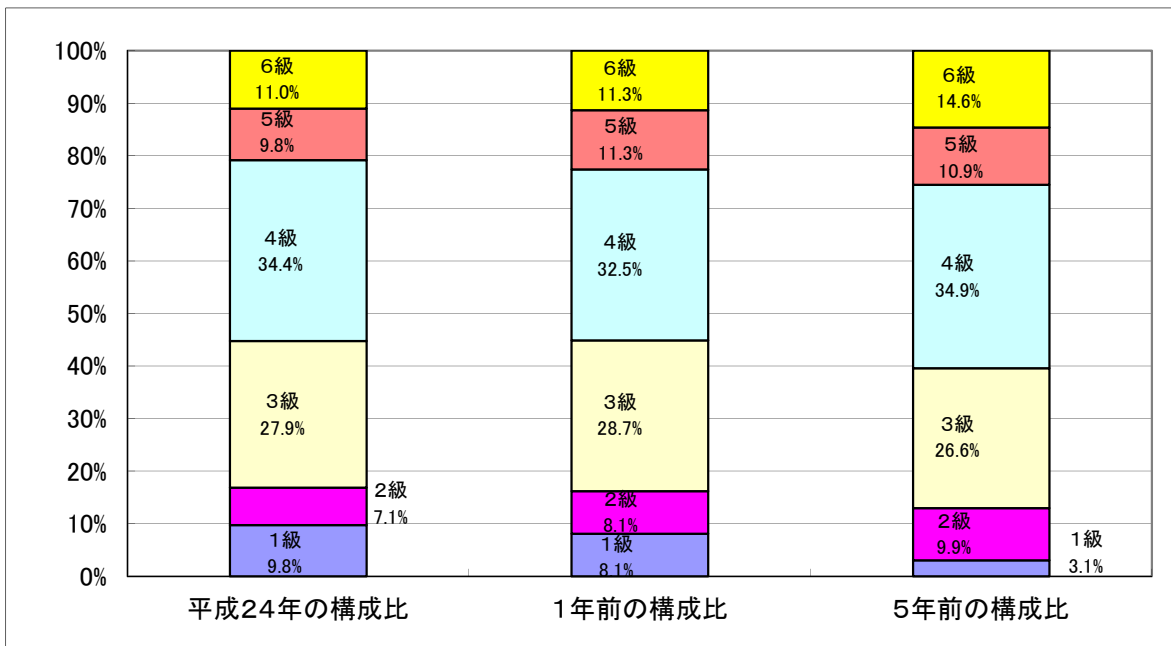
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,800 円	284,600 円	338,500 円
	高校卒	205,400 円	250,400 円	288,400 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事の職務	15人	9.8%
2級	主任の職務	11人	7.1%
3級	主査の職務	43人	27.9%
4級	係長・主任主査・主査の職務	53人	34.4%
5級	課長・課長補佐・主幹・係長の職務	15人	9.8%
6級	課長・参事の職務	17人	11.0%

- (注) 1 みやこ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成24年4月1日から人事評価制度を導入しているが、昇給への勤務成績の反映については、25年度以降を検討している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

みやこ町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,394 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,558 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度については平成24年から導入となったが、勤勉手当への反映は行わず、支給の要件を満たしていれば一律標準の支給を行った。なお、勤務実績の反映については25年度以降を検討している。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

みやこ町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	* 千円	21,382 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は、個人情報特定されるためアスタリスク(*)を使用している。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		675 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		337,400 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	11 %	1 人	— %
福岡市	4.75 %	1 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		24 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		24,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		0.5 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の防疫作業及び予防作業	ペスト、コレラ、痘瘡の防疫作業 1日 1,500円 ペスト、コレラ、痘瘡を除く法定感染症の防疫作業 1日 1,000円 その他感染症防疫及び予防作業 1日 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱法により従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条及び第8条の規定により従事する職員	行旅病人の救護及び行旅死亡人の死体の処理業務	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 1,500円
へき地診療所の業務に従事する職員の特殊勤務手当	みやこ町へき地診療所に勤務する医師	エックス線その他放射線を人体に照射業務	1箇月 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	28,652 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	152 千円
支給実績(22年度決算)	33,755 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	176 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国)	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)								
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき 6,500円 ・1人(配偶者なし) 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円 	同	無	22,802千円	235,072円								
住居手当	<p>ア) 自らが居住するための住宅を借り受け現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	同	無	9,379千円	293,094円								
通勤手当	<p>ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること徒歩により通勤すものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額</p> <p>イ) 通勤のための自動車等の使用等を常例とすること、徒歩により通勤すものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 5km未満 2,000円 5～10km 4,100円 10～15km 6,500円 15～20km 8,900円 20～25km 11,300円 25～30km 13,700円 30～35km 16,100円 35～40km 18,500円 40～45km 20,900円 45～50km 21,800円 50～55km 22,700円 55～60km 23,600円 60km 24,500円 	同	無	9,121千円	57,006円								
管理職手当	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">職名</td> <td style="text-align: right;">支給割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">課長・局長</td> <td style="text-align: right;">11/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">参事</td> <td style="text-align: right;">10/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">課長補佐・保育所長</td> <td style="text-align: right;">9/100</td> </tr> </table>	職名	支給割合	課長・局長	11/100	参事	10/100	課長補佐・保育所長	9/100	異	支給率	17,936千円	498,222円
職名	支給割合												
課長・局長	11/100												
参事	10/100												
課長補佐・保育所長	9/100												
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される	同	無	-	-								
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき4,000円 6時間を越える場合は、 勤務1回につき6,000円	同	無	-	-								

※ 職員が所有する住宅に係る住居手当については、平成21年12月1日から廃止となった。

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	786,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	620,000 円	904,000 円/	383,500 円
	収 入 役	() 円	750,000 円/	311,500 円
報 酬	議 長	328,000 円	499,000 円/	227,000 円
	副 議 長	273,000 円	430,000 円/	182,000 円
	議 員	246,000 円	400,000 円/	157,000 円
期 末 手 当	町 長 長 役	(23年度支給割合) 2.60 月分		
	議 長 長 員	(23年度支給割合) 2.60 月分		
退 職 手 当	町 長 長 役	(算定方式) 786,000×在職年数×510/100	(1期の手当額) 16,034,400円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長 長 役	620,000×在職年数×300/100	7,440,000円	任期毎
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

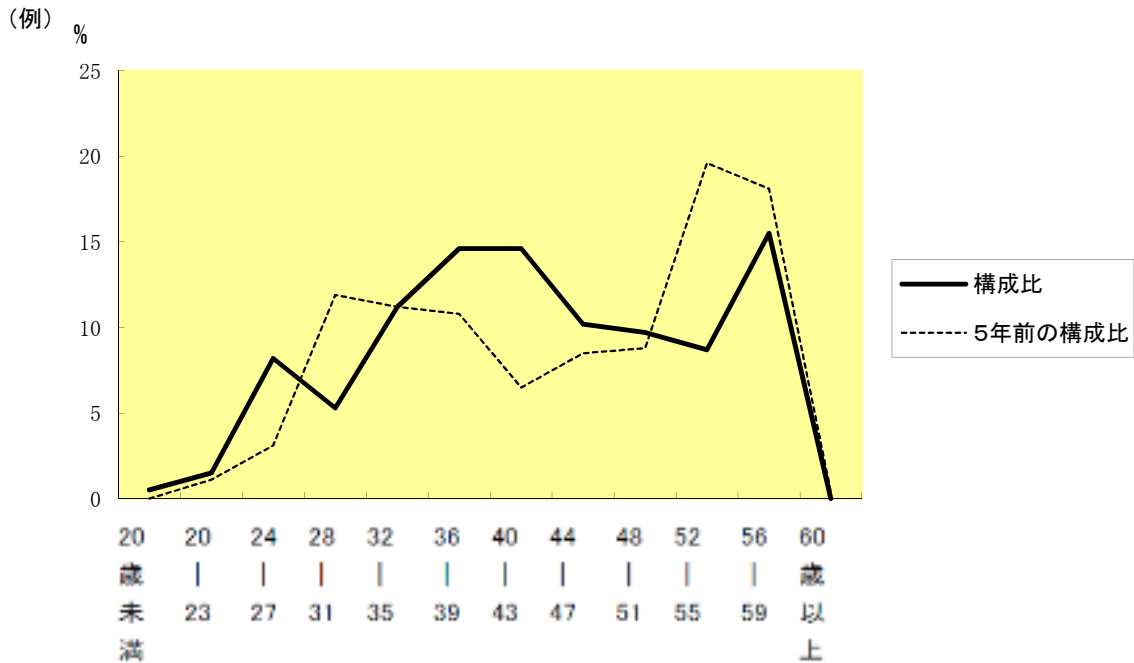
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	63	62	-1	退職による減
	税 務	18	20	2	徴収事務強化のための職員増
	民 生	34	30	-4	保育所民営化に伴う職員減
	衛 生	14	14	0	
	農林水産	12	11	-1	退職による減
	商 工	3	2	-1	退職による減
	土 木	20	18	-2	組織・機構の改革に伴う職員減
	計	167	160	-7	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.99 人)
	教育部門	22	21	-1	退職による減
小 計	189	181	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.45 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 68.95 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	
	水道	6	6	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	13	14	1	組織・機構の改革による業務増に伴う職員増
小 計	24	25	1		
合 計	213	206	-7	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.98 人	
	[249]	[249]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	17人	11人	23人	30人	30人	21人	20人	18人	32人	0人	206人

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	202	190	183	170	167	160	-42 (-21.3%)
教育	36	35	31	23	22	21	-15 (-42.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ()
普通会計計	238	225	214	193	189	181	-57 (-24.6%)
公営企業等会計計	22	24	24	25	24	25	3 (+4.2%)
総合計	260	249	238	218	213	206	-54 (-22.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 23年度	千円 298,422	千円 -13,405	千円 37,020	% 12.41	% 13.42

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 23年度	人 6	千円 24,505	千円 3,585	千円 8,930	千円 37,020	千円 6,170

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
みやこ町	43.2 歳	347,600 円	514,204 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。（平成23年度決算）

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

みやこ町（水道事業）		みやこ町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,488 千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,394 千円	
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 （ 1.45 ）月分		（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 （ 1.45 ）月分	
勤勉手当 1.35 月分 （ 0.65 ）月分		勤勉手当 1.35 月分 （ 0.65 ）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(参考) 団体平均 一人当たり 平均支給額
千円 1,492

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

みやこ町（水道事業）			みやこ町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

ウ 地域手当

（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	%
手当の種類(手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	1,333 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	222 千円
支給実績(22年度決算)	2,086 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	348 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)								
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき 6,500円 ・1人(配偶者なし) 11,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になつた年度末までの子の加算 5,000円 	同	—	494千円	164,667円								
住居手当	<p>ア) 自らが居住するための住宅を借り受け現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃－23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	同	—	324千円	324,000円								
通勤手当	<p>ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること徒歩により通勤すものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額</p> <p>イ) 通勤のための自動車等の使用等を常例とすること、徒歩により通勤すものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 5km未満 2,000円 5～10km 4,100円 10～15km 6,500円 15～20km 8,900円 20～25km 11,300円 25～30km 13,700円 30～35km 16,100円 35～40km 18,500円 40～45km 20,900円 45～50km 21,800円 50～55km 22,700円 55～60km 23,600円 60km 24,500円 	同	—	278千円	55,600円								
管理職手当	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">職名</td> <td style="text-align: center;">支給割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長・局長</td> <td style="text-align: center;">11/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参 事</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長補佐</td> <td style="text-align: center;">9/100</td> </tr> </table>	職名	支給割合	課長・局長	11/100	参 事	10/100	課長補佐	9/100	同	—	550千円	550,000円
職名	支給割合												
課長・局長	11/100												
参 事	10/100												
課長補佐	9/100												
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される	同	—	—	—								
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき4,000円 6時間を越える場合は、 勤務1回につき6,000円	同	—	—	—								